

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(環境省)

項目名	生物多様性維持協定が締結された区域に係る相続税・贈与税の評価減
税目	相続税・贈与税
要望の内容	<p>・措置の対象 ネイチャーポジティブの実現に向け、豊かな生物多様性が存する地域を引き続き維持していくことが不可欠であるが、現在もなお我が国の生物多様性の損失は続いている。</p> <p>これを踏まえ、令和6年4月に公布した地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）において、土地の所有者等への承継効を有する生物多様性維持協定制度を創設し、長期安定的に生物多様性を維持していくための仕組みを設けたところ。生物多様性の確保を図る観点から、生物多様性維持協定を締結した土地に対する、相続税及び贈与税の課税評価額に係る所要の措置を講ずる。</p> <p>・措置内容 生物多様性維持協定を締結した土地等に係る相続税等の 20%の評価減を講じる。</p> <p>・関係条文 生物多様性増進活動促進法（令和6年法律第18号）第22条から第26条まで</p>

平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲121百万円 (一百万円) (一百万円)
-------------------------------------	-----------------------------

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 豊かな生物多様性が存在する土地を長期安定的に維持することで、人類の存続の基盤である生物多様性の損失を止め、反転させるというネイチャーポジティブの実現を図る</p> <p>(2) 施策の必要性 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、我が国も令和5年3月に生物多様性国家戦略を改定し、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるという「ネイチャーポジティブ」の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」を掲げた。我が国における30by30目標の達成状況としては、陸は20%、海は13%の保全となっている。目標の達成に向けては、これまでの国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山等の民間等の取組により保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM: Other Effective area-based Conservation Measures)の設定を推進し、民間等による豊かな生物多様性を有する地域の確保を強化する必要が生じている。</p> <p>こうした状況下、ネイチャーポジティブの実現に向け、民間等による地域の生物多様性の増進のための活動を促進することを目的とした「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」(令和6年法律第18号、生物多様性増進活動法)が令和6年4月に成立した。本法律の措置事項の一つに、承継効を有する「生物多様性維持協定」制度がある。昨今、生物多様性への関心の高まりにより、企業含め多くの者が活動に参画する一方、課題として、土地の所有者等が生物多様性の保全に同意・協力していた場合でも、相続等で土地の所有者等が変わった場合に、管理に係る費用や税負担のため、保全を止め開発に転じる事例がある。このような課題に対応するため、「連携増進活動実施計画」(市町村が地域の多様な主体と連携して行う活動に関する計画)として主務大臣の認定を受けた市町村が、土地の所有者等と協定を締結し、相続人等に対してもその効力を承継させる制度を設けた。これにより、長期安定的な活動が可能となる。</p> <p>連携増進活動実施計画は、生物多様性を増進するための活動計画であり、活動区域の生物多様性を保全することを主務大臣により認定している。その上に協定を締結することで、その状態が長期安定的なものとなるようにする制度となっている。そのため、協定を締結すると、協定締結期間内は協定区域の土地を生物多様性が豊かな状態で維持し続けなければならないこととなり、土地の利用方法が制限される。協定区域の土地を相続等する場合、利用制限がかかった土地を相続することとなるため、相続人等が承継時に負担する相続税等について、協定区域内の土地に対する評価減を講じることが必要である。</p> <p>なお、承継効を有する「生物多様性維持協定」制度と、協定区域内の土地に対する相続税等の評価減を組み合わせることで、承継時の税負担時における生物多様性の損失が回避され、長期安定的に豊かな生物多様性が確保されることにつながり、上記政策目的の達成にも大きく寄与するものである。</p>
	<p>今回の要望－租税特別措</p> <p>合理的性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案に対する附帯決議】(第213回国会閣法第43号 衆議院附帯決議及び参議院附帯決議) 生物多様性の増進のための活動の質の維持及び向上につながるよう、本法に基づく地方公共団体や民間の活動に対する財政上及び税制上の支援措置、支援証明書制度の構築など、必要な支援の充実に努めること。</p> <p>《政府の方針》 【生物多様性国家戦略2023-2030】(令和5年3月31日閣議決定) 生物多様性の保全をはじめ自然環境の保全活動などを行う特定公益増進法人に対する寄付金の優遇措置や、自然公園や保安林などに指定された区域内の土地に係る所得税・法人税・地方税の特例などの税制上の措置を講じる。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針2024】</p>

	<p>(持続可能で活力ある国土の形成と交通の「リ・デザイン」) (略)</p> <p>持続可能な地域づくりに向け、都市の再生・国際競争力強化や人を中心のコンパクトで緑豊かなまちづくり等に取り組むとともに、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた地域活動⁸⁵、グリーンインフラ等を推進する⁸⁶。</p> <p>⁸⁵ 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）に基づく。 ⁸⁶ 自然資本等に関するデータの整備やその情報発信、国際ルール形成の主導を含む。</p> <p>【新しい資本主義実行計画 2024】 (3) デジタル田園都市国家構想の前提としての安心の確保 ④持続可能な地域経済社会の実現 ネイチャーポジティブな経済・社会システムへの転換に向けて、企業の自然資本の保全の取組を企業の価値向上に結びつけるような仕組みを構築する。自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の枠組みを踏まえた情報開示等に対する企業への支援を進めるとともに、生物多様性増進活動促進法に基づき、来年度から、地域における生物の多様性を増進する取組の認定制度を開始する。（略）</p> <p>《環境省の政策体系》 (施策5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進) 目標5-2. 自然環境の保全・再生 目標5-5. 自然とのふれあいの推進</p>
政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 2050年自然と共生する社会、2030年ネイチャーポジティブの実現 陸域における30by30目標の達成（2030年までに生物多様性が保全されている区域を30%確保） 自然共生サイトの認定件数：2026年までに500か所
租税特別措置の適用又は延長期間	恒久（令和7年4月1日～）
同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性維持協定の締結件数：年間8件
政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 陸の保全区域：20.5%（令和6年4月時点） 自然共生サイト：184か所認定（令和6年4月時点）
要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> 1年あたり4件。
有効性	<p>要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）</p> <p>本要望により、長期的な生物多様性維持協定を締結し、当該協定区域の土地等の利用の制約を受ける土地等に対する相続税・贈与税の評価減をすることで、長期安定的に土地等を保全する土地の所有者等の負担軽減にもつながり、相続時等における開発等による生物多様性の損失を防ぎ、民間等の活動を通じて豊かな生物多様性を長期安定的に維持することができる。</p> <p>あくまで民間による管理の継続を促す手法であることから、国による財政・人的負担を抑えつつ、豊かな生物多様性が存在する土地を確保することができる。</p> <p>また、民間の土地による生物多様性の維持が促進されるに伴って、身近な自然が保全されることで、地域住民が生物多様性の恵沢を享受することが可能となることから、生物多様性に対</p>

		する地域の理解の増進が図られ、更なる生物多様性の保全のための活動の促進につながる波及的効果が期待できる。
	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	生物多様性保全推進支援事業 令和7年度概算要求額 2.5 億円（1 億円）
相当性	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	当該予算事業は、要望項目と同じく 5. 生物多様性の保全と自然との共生を目的とするものであるが、活動主体の申請に基づき活動に係る経費の一部を補助するものである。 一方、本特例措置は、活動主体ではなく活動が実施される土地所有者に対する措置であり、活動主体への活動支援を目的とする予算事業とは明確な役割分担がなされている。
	要望の措置の妥当性	<p>生物多様性維持協定は、市町村が連携増進活動実施計画を作成し主務大臣の認定を受けた場合、土地の所有者等と、連携地域生物多様性増進活動を行う者と3者で締結できるものであり、協定を締結できる範囲についても、所有者が存在しない海域を除き、生物多様性が維持されている区域に限っている。また、長期の協定の締結により実質的な土地利用制約が課され、承継効が発生するため、その保全が長期的に確実なものとなる。このため、税制措置の対象について適切性が担保されている。</p> <p>また、本特例措置は、生物多様性の損失を止め、反転させるという国全体の目標の達成に資するものであり、豊かな生物多様性により提供される生態系サービスを国民は享受できるようになり、公益性が高く、広く全体で負担することが公益性の観点からも妥当である。</p> <p>以上のことから、本特例措置は、我が国における生物多様性の損失及び相続時等における土地の開発等による豊かな生物多様性が存在する土地の損失が顕在化する中、生物多様性の保全という政策目的の達成のため、適切かつ必要最低限の措置である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—

前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯	—	

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(環境省)

項目名	再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置（高度な資源循環投資促進税制）の創設		
税目	法人税		
要望の内容	<p>資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「再資源化事業等高度化法」という。）による環境大臣の認定※を受けた事業計画に基づく設備投資を行った場合、その事業年度の法人税額から設備投資費の税額控除 10%、又は当該資産に係る特別償却 50%を可能とする特例を新設するもの。</p> <p>※再資源化事業等高度化法に基づく環境大臣による3つの認定制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第11条に基づく「高度再資源化事業計画」の認定 ② 第16条に基づく「高度分離・回収事業計画」の認定 ③ 第20条に基づく「再資源化工程高度化計画」の認定 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">▲429.9 百万円 (百万円) (百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲429.9 百万円 (百万円) (百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲429.9 百万円 (百万円) (百万円)		

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

再資源化事業等高度化法に基づく認定制度により、動脈産業・静脈産業双方に対して高度な再資源化事業への転換を促進することで、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環型社会を実現し、産業競争力の強化、経済安全保障の確保、脱炭素社会への寄与、地方創生等を図るもの。

(2) 施策の必要性

我が国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成することを目指し、「循環型社会形成推進基本法」に基づき「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という。）を策定し、これまで分別の徹底や資源回収などの市民の取組、地域の循環システムの構築や不法投棄・不適正処理の監視指導などの地方公共団体による取組、排出事業者責任に基づく廃棄物の適正処理・3Rの推進や拡大生産者責任に基づく環境配慮設計などの事業者による取組、関連法制度の整備・運用や財政支援等の国による取組など各主体が循環型社会の形成に向けた取組を進めてきたところ。その結果、資源生産性、入口側の循環利用率が大幅に向上し、最終処分量は大幅に減少したものの、近年の循環利用率は横ばい又は減少傾向となっており、これらを高める取組を一段と強化する必要がある。

我が国の社会の状況を見ると、例えば、国際的な研究機関の報告によれば、各国と比較した我が国の幸福度は、近年上昇傾向にあるものの、依然として先進国の中では最も低い水準が続いている。「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現には課題があるといえる。また、国内外の経済状況に目を向けると、2023年に30年ぶりの高水準の賃上げが行われた一方で、近年の国際的な緊張の高まりを背景に国際的な資源獲得競争が生じており、原油・原材料・穀物等の国際価格が高騰し希少物資の確保が難しくなる状況に直面するのではという懸念が強まっている。この結果、国内では、国際的な原材料価格の上昇や円安に伴う輸入物価の上昇に起因する物価の高騰が生じている。国内で資源を循環させて最大限活用することは国内の資源供給量の増加を通じて輸入物価の上昇の影響を縮小させる効果をもたらすものであり、環境負荷の軽減に加え、重要鉱物などの供給を増やすことで国際的な産業競争力や経済安全保障の強化にも資することになる。

このような状況の中で、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていくことが必要である。具体的には、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵となる。この際、短期的には経済合理的ではない等の理由により、各主体の自主的な取組だけでは循環経済への移行に向けて十分な取組が進まない場合には、制度や予算の活用等により必要な施策を講じていく必要がある。

そのため、循環経済の実現を、気候変動等の環境対策と地方創生・経済成長を同時に達成するための国家戦略と捉え、その施策を政府全体として戦略的かつ統合的に行うため、「循環経済に関する関係閣僚会議（第1回）」が令和6年7月30日に開催され、令和6年8月2日には第5次循環基本計画が閣議決定されたところ。

このように循環経済の実現が強く求められる中で、第213回国会で成立した再資源化事業等高度化法は、単なる適正処理・再資源化事業の延長ではない高度な再資源化事業を創出し、動脈産業・静脈産業の連携や市場競争の活性化を促すため、非常に重要な役割を担うことが期待されている。他方で、それらの事業を実施することとなる者は、その多くが中小企業である廃棄物処理事業者、または、製造業者をはじめとする多様な規模や業種の動脈産業事業者の新規参入者であり、当該事業の実施に必要な設備の投資に係る多額の財政負担は、中小企業規模の事業者の投資意欲や他の業種の事業者の新規参入の障壁となりうる。循環経済の実現に向けて、より多くの事業者の取組を促し、期間を絞って事業者の負担を軽減し、設備投資や新規参入を加速させることを目的に、本要望特例措置を行う必要がある。

今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置)	政策体系 における 政策目的の 位置付け	4. 資源循環政策の推進 4-1. 国内及び国際的な循環型社会の構築 4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）
		高度な再資源化事業の創出・成長により循環経済を実現し、国内の天然資源の消費量の削減、及び、それに伴う経済成長を目指す。 アウトカム指標：資源生産性（国内総生産/天然資源等投入量）を2030年度に60万円/トン以上とすること。
	政策の 達成目標	4年間（令和7年4月1日～令和11年3月31日）
	租税特別措置の適用又は延長期間	資源生産性が56.8万円/トン以上となることを目標とする。
	同上の期間中の達成目標	2021年度現在の資源生産性は45.7万円/トンとなっている。
	政策目標の達成状況	113件/4年間（平年度34件/年、初年度のみ11件/年）
	要望の措置の適用見込み	再資源化事業等高度化の施行にあわせて本要望特例措置を講じることにより、短期間でより多くの高度な再資源化事業を創出することで循環型社会ビジネス市場の活性化を図り、動脈・静脈産業の新陳代謝の加速化や国内外での産業競争力の強化が期待される。
	当該要望項目以外の税制上の措置	「公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置の拡充」を要望中
に 関 連 す る 事 項	予算上の措置等の要求内容及び金額	1. プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業（令和7年度要求 60億円、エネルギー対策特別会計） 2. 先進的な資源循環投資促進事業（経済産業省連携事業）（令和7年度予算 65億円+事項要求、GX予算） 3. 財政投融資の措置（環境・エネルギー対策貸付（3-1 環境・エネルギー対策資金））（R7年度拡充要望）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	1・2のいずれの予算上の措置も対象が一部重複することは想定されるものの、 1については、脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材に対象を絞り、資源循環を通じてカーボンニュートラルの実現に寄与する技術の実証を伴うことが要件となっていること 2については、温室効果ガス排出量の削減が困難な（Hard-to-Abate）部門を段階的に削減していくことを目的とし、対象廃棄物が限られるほか、大幅な温室効果ガスの削減が見込まれる大規模施設の対象に絞られることから制度目的及び適用される対象範囲が異なる。 3については、再資源化事業等高度化法に基づき環境大臣の認定を受けた事業者を対象にしており、適用対象は同じである。

		その上で、本要望税制特例措置と財政投融資での措置による支援により、高度な再資源化事業の創出を図るものである。
	要望の措置の妥当性	本制度は再資源化事業等高度化法に基づく国の認定を受けた事業者に対し、認定事業計画に沿った設備投資等に応じた税額控除又は特別償却を受けることができる制度であり、国の認定を得る段階で既に厳しい審査等を受けていることから、それに伴う支援は可能な限り活用者にとって簡易なものであることが望まれる。また、同じ再資源化事業の間で財政支援の対象可否の差があるべきではないと考えられる。 申請や審査数等の事務コストを要し、予算の範囲内で対象を限定せざるを得ない補助金等に比べ、認定事業者が比較的簡素な事務手続きで等しく恩恵を受けることが可能という観点から、再資源化事業等の認定に係る支援としては租税特別措置とすることに妥当性があるものと考えられる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(環境省)

項目名	税制全体のグリーン化の推進		
税目	環境関連税制等		
要望の内容	<p>第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）では、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という現下の3つの危機の下、環境政策が目指すべき社会の姿として、環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる循環共生型社会の構築を掲げている。そのためには、経済社会システムに適切な環境配慮と環境が改善されていく仕組み（計画など早い段階からの環境配慮の組み込み、環境価値の市場における適切な評価等）が織り込まれる必要があるところ、外部不経済の内部化など市場の失敗の是正を含めた経済システムのグリーン化を進めるとともに、市場メカニズムを有効に活用しつつ、環境保全に資する国民の創意と工夫、行動変容を促していくことが不可欠である。</p> <p>このような認識のもと、市場メカニズムを用いる経済的手法については、引き続きカーボンプライシングの制度設計や環境整備に取り組み、「成長志向型カーボンプライシング構想」を着実に実現・実行していく。また、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 税制全体のグリーン化 <p>平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持するとともに、省エネ性能等に応じて適用される住宅ローン減税の子育て世帯等における借入限度額の上乗せ措置等を1年間延長するほか、ネイチャーポジティブの実現に向けて引き続き検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。 		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	一 百万円 (一 百万円) (一 百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る</p> <p>(2) 施策の必要性 第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）で、「目指すべき持続可能な社会の姿、循環共生型社会を実現するため、環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、相乗効果（シナジー）を発揮させ、経済社会の構造的な課題の解決にも結びつけていく」とられており、持続可能な社会を構築する観点から、自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現する必要がある。</p> <p>とりわけ地球温暖化対策については、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、「環境関連税制等のグリーン化については、2050年カーボンニュートラルのための重要な施策である。このため、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うなど、地球温暖化対策に取り組む。」こととされた。我が国及び諸外国において各種施策の実践の蓄積や教訓があることを踏まえながら、税制全体のグリーン化を推進していくことが重要である。</p> <p>また、同計画では、地球温暖化対策のための税について、「2012年10月から施行されている地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用して、各省が連携して縦割りを排しつつ、事業の特性に応じて費用対効果の高い施策に重点化するなど、ワイススペンドィングを強化しながら、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出削減の諸施策を着実に実施していく。」とされており、その税収の有効活用に取り組む必要がある。</p>		
今回の要	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備 8-1. 経済のグリーン化の推進

	政策の達成目標	自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	我が国においては、これまでの環境関連税制が二酸化炭素排出抑制等に相応の効果を有していることに加え、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための地球温暖化対策のための税の導入や、車体課税のグリーン化等の措置が講じられてきた。 しかしながら、国際的には、我が国の環境関連税制による負担水準は必ずしも高いとは言えないこと、我が国の炭素等に係る税率は依然として低いこと、更には欧州における国境炭素調整措置等の様々な議論があること等を踏まえれば、税制全体のグリーン化に向けた更なる検討が必要である。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制全体のグリーン化は、税制を環境負荷に応じたものとすることで、環境負荷の抑制に向けた経済的インセンティブを働かせるなど、持続可能な社会を実現する上で有効な政策ツールである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	要望の措置の妥当性	ポリシーミックスの考え方方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることに留意しながら、税制全体のグリーン化を推進する。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	平成17～令和6年度税制改正要望において、毎年度関連要望を提出。

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(環境省)

項目名	車体課税のグリーン化		
税目	自動車重量税		
要望の内容	<p>令和6年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされていることを踏まえつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自動車重量税のエコカー減税の見直しに当たっては、これらの税制によってユーザーが環境性能の高い自動車を選択し、もって地球温暖化・公害対策の推進に寄与してきた役割を踏まえ、その政策インセンティブ機能がより一層強化されるよう、関連する税制も含め総合的・体系的に一層のグリーン化を図る。 ② 自動車重量税が汚染者負担による公害健康被害補償のための安定的財源として果たしてきた役割を踏まえ、引き続き、これを自動車重量税から引き当てる、こととされたい。 		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 環境性能に優れた自動車の普及を推進し、大気汚染の防止や騒音の低減、及び地球温暖化防止を図る。 ② 公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定患者に対する補償給付を安定的に行い、もって認定患者の健康被害の回復及び生活の安定を図る。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自動車からの排出ガスによる大気汚染問題やエンジンに由来する騒音問題、燃料消費に伴うCO₂の排出による地球温暖化問題に的確に対応するためには、環境性能に優れた自動車の早期普及を図ることが必要不可欠である。 <p>特に、CO₂削減に関しては、運輸部門のCO₂排出量（2022年度）は約1億9,200万トン、うち、自動車分は約1億6,452万トンにのぼり、我が国全体の約15.9%に相当する。</p> <p>令和3年10月に改定された地球温暖化対策計画において、日本は2030年時点において2013年比で46%削減する新たな気候変動対策目標を定めたことから、CO₂排出量のより少ない自動車への一層の転換が不可欠である。さらに、2020年3月に策定された新たな2030年度燃費基準が達成された場合、燃費改善率は2016年度の実績値と比べて32.4%改善、2020年度燃費基準の水準（WLTCモード換算の推定値）と比べて44.3%改善となることから、こうした燃費基準に基づく燃費改善を踏まえた環境性能が求められる。</p> <p>このため、環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与える、その普及を促進し、大気汚染や騒音の改善及び地球温暖化の防止を図ることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に基づく大気汚染に起因する認定患者への補償給付については、汚染者負担原則に基づき、8割が固定発生源（工場）から徴収する汚染負荷量賦課金によって、2割が移動発生源（自動車）に対する自動車重量税からの引当によって賄われている（同法附則第9条）。 <p>移動発生源の費用負担が、自動車重量税引当方式となっているのは、汚染者負担原則に基づき、負担の公平性を踏まえつつ、現実に可能かつ効率的な方式として、昭和48年の中央公害対策審議会において決定されたものであり、その後数年ごとの検討を踏まえた法改正を経て、平成30年の法改正において、当分の間、自動車重量税引当方式を継続することとされたところ。</p> <p>現在においても、大気汚染に起因する疾病に苦しんでいる認定患者は約2.7万人存在し、認定患者の方の健康被害の回復、生活の安定において、補償給付は重要な役割を担っている。</p> <p>このため、汚染者負担の原則に基づき安定的な財源確保を図るために引き続き、自動車重量税から引き当てることが必要である。</p>	
今回の要望	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>① 環境性能に優れた自動車の普及</p> <p>施策1. 地球温暖化対策の推進</p> <p>目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり</p> <p>施策3. 大気・水・土壤環境等の保全</p> <p>目標3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む）</p>

	<p>② 大気汚染認定患者への補償給付 施策 7. 環境保健対策の推進 目標 7-1 公害健康被害対策（補償・予防）</p>
政策の達成目標	<p>① 環境性能に優れた自動車の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化対策法で「2050年カーボンニュートラル」が明記 ○ 地球温暖化対策計画において「2035年までに新車販売で電動車100%を達成する目標」が設定 ○ 地球温暖化対策計画において「2030年時点で2013年比46%の削減する目標」が設定。 ○ 成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ▪ 自動車分野においては、サプライチェーン全体でのカーボン・ニュートラル化を目指し、エネルギーの脱炭素化と合わせて、包括的な支援策を実施し、電動化を推進する。 ○ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日策定） <ul style="list-style-type: none"> ▪ 税制については、「令和3年度与党税制改正大綱」を踏まえ、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うこととし、2050年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとするよう、検討を行う。 ○ 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（令和4年11月22日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ▪ 対策地域において、令和8年度までにNO₂及びSPMに係る大気環境基準を確保。 <p>② 公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定患者に対する補償給付を安定的に行い、もって認定患者の健康被害の回復及び生活の安定を図る。</p>
租税特別措置の適用又は延長期間	—
同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	<p>① エコカー減税等により環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、令和4年度における新車販売に占める電動車の割合（日本自動車工業会調査）は44.9%であり、上記未来投資戦略等における目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。</p> <p>運輸部門の排出量は、2022年度確報値で約1億9,200万トン（2013年度2億1,500万トン）であり、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて取組の一層の加速化を図る必要がある。</p> <p>② 昭和49年以来、自動車重量税からの引当が維持され、これまで認定患者の補償給付が安定的に行われてきた（令和6年度）の引当金は約62億円）。</p>
所有	要望の

	措置の適用見込み	一
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>① 環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与えることにより、環境性能に優れた自動車の普及を一層促進する効果が期待できる。環境性能に優れた自動車の普及により、自動車からの NOx・PM 排出量や騒音の大幅な削減とそれに伴う大気環境の改善が期待できるとともに、CO₂ 削減効果も大きく、地球温暖化防止にも資することから、本要望事項は有効である。</p> <p>② 自動車重量税からの引当により、汚染者負担の原則に基づき、徴収コストを抑えながら、安定的に補償財源を確保することが可能。</p>
	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ (軽) 自動車税 (環境性能割) ・ (軽) 自動車税に係るグリーン化特例
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○商用車の電動化促進事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)</p> <p>(1) 令和5年度補正予算額：409 億円 (2) 補助内容 補助対象者：トラック・タクシー・バス所有事業者 対象事業：・トラック・タクシー・バス所有事業者に対する電動化対応トラック・タクシー・バスの導入支援。 ・事業所及び営業拠点への充電インフラの整備の支援 補助額：標準的燃費水準の車両との差額の 2/3 又は 1/4 等。</p> <p>○ 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業 (国土交通省連携事業)</p> <p>(1) 令和6年度予算額：29.7 億円 (2) 補助内容 補助対象者：トラック運送業者(中小事業者に限る)又はトラック運送業者(中小事業者)に車両をリースする事業者 対象事業：中小トラック運送業者に対する低炭素型ディーゼルトラックの導入支援。 補助額：標準的燃費水準の車両との差額の 1/2 又は 1/3 等。</p> <p>○ 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業 (国土交通省・経済産業省連携事業)</p> <p>(1) 令和6年度予算額：3.4 億円 (2) 補助内容 補助対象者：地方公共団体、トラック・バス所有事業者 対象事業：トラック・バス所有事業者に対するHV トラック・バス等の導入支援。 補助額：・標準的燃費水準の車両との差額の 1/2 等</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	次世代自動車等環境性能の高い自動車の導入を税制及び財政の面から支援し、もって普及を促進することを目的としている。

	要望の措置の妥当性	<p>① 広く国民に対して、環境性能に優れた自動車の購入への税制上のインセンティブを与え、その普及を効率的かつ効果的に促進して自動車からのCO₂、大気汚染物質等の排出削減を図り、もって地球温暖化の防止を図るとともに、NO₂・SPMに係る大気環境基準や騒音環境基準を確保すること等が可能になる。</p> <p>② 仮に予算措置で対応ようとすれば、汚染者負担の原則という、公害健康被害の補償等に関する法律の趣旨に反することとなる。また、仮に賦課金で措置ようとすれば、既存税制（自動車重量税）からの引当と比較し、徴収コストがかさむこととなり国民の理解を得ることができない。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車重量税のエコカー減税（財務省試算） <p>平成25年度：約440億円 平成26年度：約720億円 平成27年度：約610億円 平成28年度：約730億円 平成29年度：約730億円 平成30年度：約660億円 令和元年度：約620億円 令和2年度：約600億円 令和3年度：約510億円 令和4年度：約400億円 </p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度にいわゆる「エコカー減税」制度創設。 ・ 平成24年度税制改正において、燃費基準等の要件を引き上げた上で3年延長。 ・ 平成26年度税制改正において、エコカー減税拡充、経年車重課を行った。 ・ 平成27年度税制改正において、平成32年度燃費基準への単純置き換えを行うとともに、現行の平成27年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講じた。 ・ 平成29年度税制改正において、対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上

	<p>で 2 年間延長され、実施に当たっては、段階的に基準を引き上げる措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none">平成 31 年度税制改正において、政策インセンティブを強化するなどの観点から、軽減割合等の見直しを行うとともに、2 回目車検時の免税対象について電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車等に重点化を図った。令和 3 年度税制改正において、対象範囲を乗用車の 2030 年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で 2 年間延長され、実施に当たっては、段階的に基準を引き上げる措置を講じた。令和 5 年度税制改正において、令和 6 年 1 月からは減免区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げた上で、現行制度を維持する期間を含めて適用期限を合計 3 年延長する措置を講じた。
--	--

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省・国土交通省・復興庁・こども家庭庁）

項目名	住宅ローン減税等に係る所要の措置
税目	所得税
要望の内容	<p>令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日自由民主党・公明党）において「①子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充」、「②子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充」として示された措置を講じる。</p> <p>〔参考〕令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日自由民主党・公明党） （抜粋）</p> <p>（1）子育て支援に関する政策税制 （前略）以下の①から③について、「6. 扶養控除等の見直し」と併せて行う子育て支援税制として、令和7年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得る。ただし、①及び②については、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応する。</p> <p>① 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充 子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。（略）また、（略）新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40m²に緩和する。</p> <p>② 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充 既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事を対象に加える。</p> <p>【関係条文】 <住宅ローン減税> 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条、第41条の2、第41条の2の2、第41条の2の3、第41条の3、第41条の3の2 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第26条、第26条の2、第26条の3、第26条の4 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の21、第18条の22、第18条の23、第18条の23の2、第18条の23の2の2 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第6条、第6条の2 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第4条、第4条の2 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和2年財務省令第44号）第4条、第4条の2 <子育て対応改修> 租税特別措置法第41条の19の3 租税特別措置法施行令第26条の28の5 租税特別措置法施行規則第19条の11の3</p>

平年度の減収見込額	精査中
-----------	-----

	(制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	(▲828,000 百万円) (一 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>＜住宅ローン減税＞</p> <p>住宅取得者の負担を軽減し、無理のない負担での住宅取得を促進すること（特に、子育て支援の観点から子育て世帯等への支援）及び住宅建設の促進を通じた内需の拡大等に資することに加え、住宅の省エネ性能の向上及び長期優良住宅等の取得の促進とともに、既存の住宅ストックの有効活用及び優良化を図ることにより、居住水準の向上や良質な住宅ストックの形成を図る。</p> <p>＜子育て対応改修＞</p> <p>子育てに対応した住宅へのリフォームを支援することにより、子育て世帯の居住環境の改善を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、こどもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、税制においてこうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要がある。</p> <p>この点、「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）において、「子どもを産み育てやすい住まいの実現」が目標として掲げられ、「住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進」、「駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進」や「子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームを促進」が位置付けられているほか、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）においても、「子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化することとされている。</p>	

今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	合 理 性 政策体系 における 政策目的の 位置付け	<p><住宅ローン減税></p> <ul style="list-style-type: none"> ○住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充。 ・社会環境の変化等に伴う多様な世代のライフスタイルに応じた居住ニーズの変化、良質な住宅・宅地ストックの形成・流通・管理・更新を考慮しつつ、それぞれの世帯が無理のない負担で良質な住宅を確保できるよう、住宅の供給等及び住宅地の供給を図っていくことが必要。 ・住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進。 ・駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進。 ○経済財政運営と改革の基本方針（令和6年6月21日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーについては、省エネ設備投資の支援やZEH・ZEB（※）、断熱窓及び高効率給湯器の普及、中小企業の省エネ診断の活用を促す地域金融機関等との連携・支援体制の構築を進める。企業の省エネ取組情報の開示や家庭の省エネ・非化石転換・DR対応を促す制度を検討する。 <p>（※）Net Zero Energy House及びNet Zero Energy Buildingの略称。</p> ○こども大綱（令和5年12月22日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。 ○こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・こどもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」を加速化させる。 ・子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があることから、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。 <p>（国土交通省政策評価体系における位置付け）</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標4 水害等災害による被害の軽減

	<p>施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p><子育て対応改修></p> <ul style="list-style-type: none"> ○住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの促進 ○こども大綱（令和5年12月22日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。 ○こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・こどもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」を加速化させる。 ・子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があることから、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。 <p>（国土交通省政策評価体系における位置付け）</p> <p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>（こども家庭庁政策評価体系における位置付け）</p> <p>政策目標 こども政策の推進</p> <p>施策目標 こども政策の総合的な推進</p> <p>具体的な目標 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服</p>
政策の達成目標	<p><住宅ローン減税></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定長期優良住宅のストック数 113万戸（令和元年度）→約250万戸（令和12年度） ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円（平成30年）→14兆円（令和12年） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 6%（平成25年度）→30%（令和12年度） ・耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成30年）→おおむね解消（令和12年） <p><子育て対応改修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円（平成30年）→14兆円（令和12年） ・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合

		27.8%（令和5年）→70%（令和10年）
租税特別措置の適用又は延長期間		1年間（令和7年1月1日～令和7年12月31日）
同上の期間中の達成目標		<p><住宅ローン減税></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定長期優良住宅のストック数 113万戸（令和元年度）→186万戸（令和7年度） ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円（平成30年）→13兆円（令和7年） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 6%（平成25年度）→22.9%（令和7年度） ・耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成30年）→おおむね解消（令和12年） <p><子育て対応改修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円（平成30年）→13兆円（令和7年） ・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 27.8%（令和5年）→70%（令和10年）
政策目標の達成状況		<p><住宅ローン減税></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定長期優良住宅のストック数 159万戸（令和5年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 18%（令和4年度） <p>※認定長期優良住宅のストック数及び省エネ基準に適合する住宅ストックの割合以外の達成目標は、5年に1度実施される「住宅・土地統計調査」（総務省）により、各数値を把握しており、結果が公表されている直近の調査が平成30年調査であるところ、最新の達成状況を把握することが困難。</p> <p><子育て対応改修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 27.8%（令和5年）
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中

	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p><住宅ローン減税></p> <p>住宅購入者に占める子育て世帯・若者夫婦世帯の割合は7割以上であり、また子育て世帯・若者夫婦世帯はその他の世帯と比べて借入額が大きい傾向にあることに加え、また、子育て世帯においては、住宅取得において駅近等の利便性がより重視されるところ、住宅ローン減税において、子育て世帯・若者夫婦世帯に対して借入限度額を上乗せすること及び床面積要件を40m²に緩和することは、住宅取得の負担を軽減する方策として効果的であると考えられる。</p> <p><子育て対応改修></p> <p>既存住宅について子育て対応改修を行うことは、住宅のハード面における子育ての不安・負担の軽減につながる。このため、本特例措置により子育て対応改修に係る費用負担を軽減し、子育て対応改修を促進することは、政策目標等の達成のために有効である。</p>
相 當 性	当該要望項目以外の税制上の措置	住宅ローン減税に係る所要の措置（地方税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p><住宅ローン減税></p> <p>—</p> <p><子育て対応改修></p> <p>住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（令和7年度予算概算要求額：242.49億円の内数）</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p><住宅ローン減税></p> <p>—</p> <p><子育て対応改修></p> <p>上記予算措置と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、既存住宅の子育て対応改修を促進する。</p>

	<p>要望の措置の妥当性</p> <p>＜住宅ローン減税＞ 居住水準の向上や良質な住宅ストックの形成を図るために、国民、行政双方の手続負担の軽減や、効率的かつ公平な支援の実現の観点からも、確定申告の際に控除の手続も併せて行い税の減免を受けられるという税制措置による仕組みが適当である。</p> <p>＜子育て対応改修＞ 既存住宅の子育て対応改修の促進を図るために、その工事に係る負担を税制上軽減することが効果的である。また、本特例措置の対象となる工事については、子どもの転落事故防止に係る手すりの設置、床の防音性を高める工事等、子育ての不安・負担を軽減するものに限定されていることから、必要最低限の措置である。</p>												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	<p>＜住宅ローン減税＞ (単位：(適用件数) 件、(減収額) 億円)</p> <table border="1" data-bbox="557 878 1478 1051"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>423,886</td> <td>7,670</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>431,338</td> <td>7,710</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>426,097</td> <td>8,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用件数：要件が類似している住宅用家屋の所有権の保存登記・移転登記に係る特例措置（認定長期優良住宅・認定低炭素住宅に係るもの）の適用件数（登記統計（法務省）より）を元に推計（同特例措置の適用件数に、住宅ローン利用者の割合を乗じて算出）。 ・減収額：財務省「法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額」より <p>＜子育て対応改修＞</p> <p>—</p> <p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>—</p>	年度	適用件数	減収額	令和3年度	423,886	7,670	令和4年度	431,338	7,710	令和5年度	426,097	8,000
年度	適用件数	減収額											
令和3年度	423,886	7,670											
令和4年度	431,338	7,710											
令和5年度	426,097	8,000											
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>＜住宅ローン減税＞ 住宅ローン減税においては、省エネ性能等の高い住宅については、控除の対象となる借入限度額の上乗せ措置を講じているが、特に平成21年から上乗せ措置が講じられている認定長期優良住宅については、そのストック数が順調に増加しているとともに、住宅ローン減税の適用件数のうち認定長期優良住宅に係る件数も令和2～5年度の各年において、9万件前後（推計※）で推移し、認定長期優良住宅の認定件数の7、8割程度を占めている。現状、本措置のみによる効果の規模を分析することは困難であるものの、同様の目的を有する他の支援制度に比</p>												

	<p>しても総支援額が大きいことから、本措置は上記達成目標の実現に寄与していると考えられる。</p> <p>加えて、住宅購入者に占める子育て世帯・若者夫婦世帯の割合は7割以上であり、また子育て世帯・若者夫婦世帯はその他の世帯と比べて借入額が大きい傾向にあるところ、住宅ローン減税において、子育て世帯・若者夫婦世帯に対して借入限度額を上乗せすることは、住宅取得の負担を軽減する方策として効果的であると考えられる。</p> <p>※認定長期優良住宅の所有権の保存登記に係る特例措置の適用件数を元に推計（同特例措置の適用件数に、住宅ローン利用者の割合を乗じて算出）</p> <p><子育て対応改修></p> <p>—</p>																																																
前回要望時の達成目標	—																																																
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—																																																
これまでの要望経緯	<p><住宅ローン減税></p> <table> <tbody> <tr><td>昭和 61 年度</td><td>住宅取得促進税制の創設</td></tr> <tr><td>昭和 62 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>昭和 63 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 2 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 3 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 4 年度</td><td>延長</td></tr> <tr><td>平成 5 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 6 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 7 年度</td><td>延長・縮減</td></tr> <tr><td>平成 9 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 10 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 11 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 12 年度</td><td>延長</td></tr> <tr><td>平成 13 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 14 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 15 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 16 年度</td><td>延長</td></tr> <tr><td>平成 17 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 19 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>拡充</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>延長</td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>延長</td></tr> </tbody> </table>	昭和 61 年度	住宅取得促進税制の創設	昭和 62 年度	拡充	昭和 63 年度	拡充	平成 2 年度	拡充	平成 3 年度	拡充	平成 4 年度	延長	平成 5 年度	拡充	平成 6 年度	拡充	平成 7 年度	延長・縮減	平成 9 年度	拡充	平成 10 年度	拡充	平成 11 年度	拡充	平成 12 年度	延長	平成 13 年度	拡充	平成 14 年度	拡充	平成 15 年度	拡充	平成 16 年度	延長	平成 17 年度	拡充	平成 19 年度	拡充	平成 20 年度	拡充	平成 21 年度	拡充	平成 25 年度	拡充	平成 27 年度	延長	平成 28 年度	延長
昭和 61 年度	住宅取得促進税制の創設																																																
昭和 62 年度	拡充																																																
昭和 63 年度	拡充																																																
平成 2 年度	拡充																																																
平成 3 年度	拡充																																																
平成 4 年度	延長																																																
平成 5 年度	拡充																																																
平成 6 年度	拡充																																																
平成 7 年度	延長・縮減																																																
平成 9 年度	拡充																																																
平成 10 年度	拡充																																																
平成 11 年度	拡充																																																
平成 12 年度	延長																																																
平成 13 年度	拡充																																																
平成 14 年度	拡充																																																
平成 15 年度	拡充																																																
平成 16 年度	延長																																																
平成 17 年度	拡充																																																
平成 19 年度	拡充																																																
平成 20 年度	拡充																																																
平成 21 年度	拡充																																																
平成 25 年度	拡充																																																
平成 27 年度	延長																																																
平成 28 年度	延長																																																

	令和元年度 拡充
	令和3年度 拡充
	令和4年度 拡充
	令和6年度 拡充

| | <子育て対応改修> |
| | 令和6年度 創設 |